

公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

令和 8 年 8 月 31 日

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課広報室長 齋藤 哲也

1 業務名

令和 8 年度原子力規制委員会ホームページの運用に関するコンサルティング業務

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、「A」、「B」、「C」または「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 従事者の実績・資格等
ウェブアクセシビリティ JIS 規格（JIS X 8341-3）及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」に関する専門的な知識・知見を有すること。
- (7) 本案件を受注した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、別途調達する原子力規制委員会ホームページの運用実務を支援する業務の入札に参加することを認めないものとする。

3 契約候補者の選定方法

「令和 8 年度原子力規制委員会ホームページの運用に関するコンサルティング業務」に関する企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として 1 者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

(1) 企画競争説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「手続き・申請」>「調達・予算執行」>「調達」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手するこ

と。

<http://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

(2) 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 5 階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房 総務課広報室 担当 大谷、朝岡

Tel 03-5114-2105

質問は、メール (contact_kohohan_sm@nra.go.jp) にて受け付ける。

5 企画競争に係る説明会の開催

本業務においては、企画競争に係る説明会を実施しない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、メール (contact_kohohan_sm@nra.go.jp) にて受け付ける。

(1) 受付先 4 (2) に同じ

(2) 受付期間 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 12 時まで

(3) 回答 令和 8 年 9 月 11 日 (金) 17 時までに参加者に対してメールにより行う。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 8 年 9 月 14 日 (月) 12 時

(2) 提出先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送 (提出期限必着) による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

8 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。